

アルゼンチンの資本取引規制

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ブエノスアイレス事務所が現地法律事務所 Tavarone, Rovelli, Salim & Miani に作成委託し、2026年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Tavarone, Rovelli, Salim & Miani は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Tavarone, Rovelli, Salim & Miani が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

E-mail：infobuenosaires@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. アルゼンチンの為替制度の変遷	1
2. アルゼンチンの為替レート	3
3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件	5
(1) 財の輸出代金の入金と外貨の清算義務	6
(2) 財の輸出代金の入金と外貨の清算期限の延長	6
(3) 財の輸出代金が入金されていないにも関わらず義務を履行したとみなされる場合	6
(4) 財の輸出代金を取り立て手続き中であることによる義務の不履行	7
(5) 財の輸出代金回収管理システム (SECOEXPO) および輸出により生じる外貨の清算方法の通知義務	7
(6) 財の輸出取引で得た外貨の使用	8
(7) サービスの輸出	9
5. 輸入に係る規制	10
(1) 2023年12月13日以降に行われた輸入に対する支払い要件	10
(2) 2023年12月13日以降に輸入通関される品目の輸入代金の支払い	11
(3) 2023年12月12日までに輸入通関された品目の輸入代金の支払い	12
(4) サービスの輸入	13
(5) 滞留輸入債務問題の解決策としての「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」	15
6. 外国からの金融債務	18
(1) 海外からの債務の入金	18
(2) 債務の繰り上げ返済	18
(3) 債務の借り換え	18
(4) 関連会社間の債務の支払い	18
8. 非居住者による外貨購入	20
9. 居住者による外貨建ての資産形成	22
(1) 自然人（「貿易と為替に関する通達集」第3.8項）	22
(2) 法人（「貿易と為替に関する通達集」第3.10項） 法人は、中銀の事前承認なしには、資産形成の目的で外国為替市場へアクセスすることは、いかなる場合でも認められない。	22
10. クレジットカードおよびデビットカード	23
(1) 外国での外貨による現金の引き出し	23
(2) 外国でのデビットカード、クレジットカードによる米ドルでの買い物または消費	23
(3) デビットカード、クレジットカードでの支出が認められない消費	23
11. 外国送金	24
(1) 自然人による送金	24
(2) 法人による送金	24
12. 外国への配当金および利益の送金	25
(1) すべての場合に適用される一般要件	25
(2) 中銀の事前承認なく利益送金が認められるもの	25

13. 優良スワップ取引（Contado con Liquidación：CCL）	27
(1) 取引の種類.....	27
(2) CCL 取引の要件.....	27
(3) 決済メカニズム（「貿易と為替に関する通達集」第 4.3.3 項）	28
14. 非金融無形資産の譲渡.....	29
15. 対外資産・負債調査制度.....	30
(1) 主要サンプル.....	30
(2) 副次サンプル.....	30
16. 為替取引の違反行為への罰則.....	31
(1) 処罰の対象者.....	31
(2) 罰則	31
(3) 時効	31

はじめに

近年、アルゼンチンでは、厳しい資本取引規制が、同国との貿易取引や同国への投資に大きな影響を与えている。財やサービスの輸入代金の送金、配当金や利益の外国への送金、市中銀行における両替など、外貨の取得が厳しく制限されている。2023年12月10日に発足したハビエル・ミレイ政権は、資本取引規制の解除に向け、慢性的な財政赤字に起因する債務問題とインフレの問題を解消し、外貨の蓄積に取り組んでいる。本報告書作成時点では、資本取引規制の解除時期を見通すことはできないが、早期の問題解決を期待したい。

本報告書は、中央銀行による国内金融機関への通達の内容を中心に、アルゼンチンで現在導入されている資本取引規制について、2026年1月現在の資本取引規制の内容を整理したものである。本資料が、アルゼンチンとの貿易取引やアルゼンチンへの投資を検討する上で参考になれば幸いである。

2026年2月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブエノスアイレス事務所

1. アルゼンチンの為替制度の変遷

アルゼンチンは1989年12月に変動相場制を採用したが、その後、1991年3月27日に[法律 23928号](#)「米ドル兌換法」が公布され、4月1日より通貨の交換比率を1ペソ=1ドルに固定する兌換制度が導入された。兌換制度の導入により、中銀はあらゆる自然人の要求に対して1ペソ=1ドルで通貨を交換することを保証するとともに、マネタリーベース（流通現金と市中銀行が中銀に預ける当座預金）と同等以上の外貨、金および外貨建て国債による外貨準備高（市場価格換算）を維持することが条件付けられた。

1999年以降、政府債務の増加と経済情勢の悪化を受けてデフォルト懸念が高まると、中銀は2001年12月21日に国内銀行の業務を停止。2002年1月7日に[法律 25561号](#)「公的緊急法」が公布され、社会、経済、行政、金融、為替に関する緊急事態が宣言されると、10年以上続いたペソと米ドルの兌換制度は廃止され、中銀がマネタリーベースと同等以上の外貨準備高を維持しなければいけないという規定も消滅した。政府は同年1月9日に、一時的な二重為替制度を導入し、貿易代金の決済には1ドル=1.40ペソ、その他の取引には変動相場制を適用する制度を導入。そして、同年1月11日には国内銀行の業務停止を解除した。

公的緊急法の公布を受け、2002年2月8日に[政令 260/2002号](#)が公布され、中銀が定める要件と規則に基づき、全ての為替取引を対象とした単一の為替市場を設けること、為替取引は市場原理に基づき自由に合意された為替レートで行うことが定められ、同年2月11日に変動相場制へと移行した。

しかし、左派的政策を指向するネストル・キルチネルおよびクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル政権下の2002年から2015年にかけては厳しい為替規制が導入された。その結果、為替レートは公定レートに加え、高値でも米ドルを入手したいという需要に応える形で、非公式の並行レート（通称ブルーレート）が登場することとなった。

その後、2015年12月に市場原理を重んじるマウリシオ・マクリ政権が誕生し、外貨の取得や外貨送金の厳しい規制は2016年初頭に解除され、公定レートと並行レートの差はなくなり、並行レートは事実上消滅した。ところが、2018年に入ると米長期金利の上昇やトルコ危機を契機として資本が流出し、ペソは下落し外貨準備高が減少した。これに歯止めをかける目的で2019年9月1日に再び資本規制が導入された。外貨購入、海外送金、貿易取引決済などが制限され、外貨の交換に対して事前許可申請を義務付けた。

また、2019年12月に発足したアルベルト・フェルナンデス政権は、同年12月23日に[法律 27541号](#)「社会連帯・生産性回復法」を公布し、居住者に対して、外国からのサービスの購入、外国でのデビットカード、クレジットカードの利用に30%の社会的包摂の促進と資金調達のための外貨購入に係る税（通称パイス税）の課税を開始。同政権下で資本取引規制が強化され、輸入代金の支払いが一層困難になった。

2023年12月に自由至上主義を掲げるハビエル・ミレイ政権が発足し、輸入および輸入代金支払い規制は大幅に緩和されたが、2026年1月現在、完全な資本取引規制の解除には至っていない。

2. アルゼンチンの為替レートの状況

アルゼンチンには、公式的为替レートである公定レートと、ブルーレートと呼ばれる非公式の並行レートのほか、複数の為替レートが存在する（以下は、米ドルの場合）。

(1) 公定レート (Dólar Oficial)

- 小売りレート (Dólar Minorista)
銀行やその他の金融機関が公表する為替レートで、金融機関が顧客との取引に適用するレート。
- 卸売りレート (Dólar Mayorista)・インターバンクレート (Dólar Interbancario)
中銀と金融機関との取引に適用する為替レート。公定レートの中では取引規模が最も大きい。中銀は「管理フロート」と呼ばれる介入を行うことで為替レートを動かし、外貨準備高を確保するためのドル買いを行う。
- カードレート (Dólar Tarjeta)
クレジットカード、デビットカード、またはチャージカードを利用した外貨建ての支払い、非居住者が提供するデジタルサービスや観光サービスの利用に適用される為替レート。小売りレートに各種税金の前払（源泉徴収）に相当する追加課徴金を上乗せすることで形成される。

(2) 並行レート：ブルーレート (Dólar “Blue”)

ブルーレートは、非公式的为替取引に適用される、闇取引の为替レートである。自然人同士の为替取引は法律上認められていないほか、为替取引には中銀認可を受けた両替商が介入しなければならないため、ブルーレートでの取引は違法であり、为替取引違反への処罰を規定する[法律 19359 号](#)による処罰の対象となる。ブルーの名称の由来は様々で、英語の Blue (グレー、暗い) の意や、偽札判定用のチェックマーカが青色のことなどから「ブルー」と呼んでいるとも言われている。

(3) 優良スワップレート (CCL : Dólar contado con liquidación)

「CCL」または「コンタド・コン・リキ」、「ブルーチップスワップ」は、アルゼンチンの株式市場においてペソで取引可能な有価証券（主に国債）を購入し、その後、その有価証券を国外において米ドルで売却することから算出される为替レートである。取引自体は有価証券の売買だが、为替市場を通すことなく外貨を取得することができる。

米ドルで売却可能な有価証券を国外で売却し、国外の銀行口座に米ドルで入金する場合に適用される为替レートを優良スワップレート (CCL レート)、またはブルーチップ・スワップレートと呼ぶ。これは合法的な取引である。

(4) 株取引レート (Dólar Bolsa) または MEP レート (Dólar MEP)

前項の取引のうち、米ドルで売却可能な有価証券を国内で売却する場合に適用される為替レートを株取引レートまたは MEP レートと呼ぶ。MEP とは Medio Electrónico de Pago (電子決済手段) の略である。

3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件

(1) 資本取引規制の根拠法規

- [法律 19359 号](#)（為替取引の違反行為への処罰を規定）
- [政令 260/2002 号](#)（変動相場制の導入）
- [必要緊急大統領令 609/2019 号](#)（輸出代金のペソへの交換義務）
- アルゼンチン中央銀行通達、[中銀・貿易と為替に関する通達集](#)
- [アルゼンチン証券取引委員会（CNV）](#) の各種決議
- 中銀による資本規制に関する非公式な回答

(2) 法人による外貨購入のための一般条件

法人が、規制上認められる範囲で外国為替市場にアクセスして外貨を購入しようとする場合には、支払目的（たとえば金融債務の返済、輸入代金の支払いなど）に固有の要件を満たすだけでなく、以下の一般的な要件もすべて遵守しなければならない。

- 当日および過去 90 歴日間に、優良スワップ取引（CCL またはブルーチップスワップ取引）、またはこれに類する取引を行っていないことが必要であり、これは自己名義の取引だけでなく、関連当事者を通じて行われた取引も含む。加えて、外貨を購入した後の 90 歴日間に於いて同種の取引を行わないことを確約する必要がある。
- 外貨購入の申請を行う日の取引開始時点で、保有する CEDEAR¹（外国株預託証券）やその他の外貨建て流動資産が 10 万ドルを超えてはならない。一部の例外は、中銀の「貿易と為替に関する通達集」第 3.16.2.1 項に規定。
- 国内に保有するすべての外貨は、金融機関の口座に預け入れられていることが必要であり、金庫やセーフティーボックス等に現金の形で保有することは認められない。
- 2020 年 5 月 28 日以降に取得した資産の売却代金、定期預金の解約で受領した資金、または第三者への貸付金の返済として海外から受け取る資金については、資金の受け取りから 5 営業日以内に外国為替市場でペソに交換することを誓約する必要がある。

¹ CEDEAR は、アルゼンチン国外の企業などが発行する有価証券の預かり証券。例えば、米アマゾンやテスラの株式も CEDEAR で購入することができる。CEDEAR は国内においてペソで購入できるほか、通常の株式と同様に配当を受けられるなどの利点がある。裏付けが外国の有価証券のため、CEDEAR を購入することで手元の資金をドル化することができるというのが特に大きな利点となっている。

4. 輸出に係る規制

財の輸出取引の代金決済については、中銀の「貿易と為替に関する通達集」の第7項に、サービスの輸出取引については同第2項によって規制されている。輸出取引によって得た外貨は、原則としてその全額をペソに交換する義務が輸出者に課されている（以後、外貨をペソに交換することを、外貨を清算すると表す）。

(1) 財の輸出代金の入金と外貨の清算義務

（「貿易と為替に関する通達集」第7.1項）

財の輸出取引による代金は、国内の外国為替市場で清算し、国内の銀行口座に入金しなければならない。

輸出代金の国内への入金には期日が設けられており、取引の種類と商品のHSコードによって船積日から15、30、60、120、180、365日と設定されている。いずれの場合でも、輸出代金が入金してから20営業日以内に外貨を清算しなければならない。

(2) 財の輸出代金の入金と外貨の清算期限の延長

（「貿易と為替に関する通達集」第7.5項）

次の場合、財の輸出代金として受け取った外貨の清算期限の延長が認められることがある。

- 仕向け地における制度により、輸入に対して最低限必要とされる支払猶予期間が、アルゼンチンで定められた輸出代金清算の最大期限を上回る場合には、輸入国で適用される期限が適用される。
- 輸出に先立ち、外貨で融資（船積み前金融）を受けている場合、融資の満期日まで輸出代金を清算する期限を延長することができる。

(3) 財の輸出代金が入金されていないにも関わらず義務を履行したとみなされる場合

（「貿易と為替に関する通達集」第7.2項、第7.4項、第8.5項）

本来は輸出代金として外貨を入金し、清算しなければならないが、輸入者からの入金ではない、あるいは入金額と輸出額が一致しない場合でも、輸出者が義務を果たしたとみなす例外的なケースが次のとおり規定されている。

- 輸出代金が未回収の輸出について、輸出者が海外に持つ銀行口座の自己資金を前倒しで送金し、清算義務を履行する場合。

- 輸入者など海外の顧客からの支払いを一旦受け取って輸出者に送金する「決済代行会社」が外国為替市場で外貨を清算し、それが輸出者名義の国内の銀行口座に入金された場合。
- その他、次のいずれかの事由に該当する金額については、外貨が入金されていなくても、義務が一部または全部履行されたものとみなされることがある。
 - FOB 価格に含まれるが、契約上の販売条件に含まれない費用
 - 代金回収に伴う銀行手数料
 - 性質上、外貨価値を生み出さない輸出
 - 仕向け国で拒否された、または再輸入された貨物
 - 不足・欠損・品質不良による差異
 - 災害・事故などにより損失した貨物
 - 海外で支払われるサービス費用や値引き
 - 輸出品の海外における販売・配置に伴う費用
 - 輸出者の納品遅延に対する違約金
 - 仕向け国における源泉徴収税

(4) 財の輸出代金を取り立て手続き中であることによる義務の不履行

(「貿易と為替に関する通達集」第 7.6 項)

財の輸出代金の入金と外貨の清算が、輸入者による代金の未払いまたは遅延を理由に行われない場合、輸出者は「輸出代金の取り立て手続き中による不履行」の状態であることを後述する輸出取引を管理する金融機関に届け出ることができる。これによって、財の輸出取引に係る代金回収を管理する中銀の「財の輸出代金回収管理システム

(SECOEXPO)」上で「違反者」として記録されることが避けられる。「未達」の状態になった場合、中銀が輸出者に対して何らかの「アクション」、すなわち、単なる報告の要請から何らかの処罰が行われる可能性がある。いずれにせよ、金融機関と連携して早期に「未達」の状況を解消する必要がある。

輸入者による代金の未払いまたは遅延の理由は、以下に該当する場合に認められる。輸入者による代金の未払いが解消した際、輸出者または輸出信用保険会社は、支払いが履行されてから 20 営業日以内に外貨を国内に入金し、清算しなければならない。

- 仕向け地における為替規制などによる輸入者の支払い遅延
- 取引先である輸入者の倒産（関連企業の場合は対象外）
- 輸入者、支払い義務者による支払いの延滞（関連企業の場合は対象外）

(5) 財の輸出代金回収管理システム (SECOEXPO) および輸出により生じる外貨の清算方

法の通知義務

（「貿易と為替に関する通達集」の第 7.2 項、第 8 項）

中銀は、2019 年 9 月 2 日以降の財の輸出に関連する為替取引をモニタリングしている。輸出取引は「財の輸出代金回収管理システム (SECOEXPO)」に登録されるため、輸出者は、各輸出取引の代金回収の管理を担当する金融機関を選任しなければならない。管理を担当する金融機関の選任は、輸出者が徴税・税関管理庁 (ARCA) に輸出を申告 (Permiso de embarque) する時に行う。

輸出者に選任された金融機関は、輸出代金の国内入金および清算期限の確定、各申告に対応する外貨の入金、清算額の記録、輸出者が外貨の入金、清算義務を履行したことを証明する履行完了証明 (Certificación de cumplido) の発行を担う。

原則として全ての財の輸出が管理の対象だが、以下のとおり管理対象外の物品もあり、その場合は管理金融機関選任する必要はない。ただし、輸出代金の入金があった場合は、国内に入金してから 20 営業日以内に外貨を清算する義務がある。

例外：外交特権による輸出、見本品、宣伝用資材、手荷物扱いの輸出、不良品の補充出荷、救援・救助目的の輸出、貿易仲介人が扱う輸出、臓器提供関連の輸出、その他、同種の特例的な輸出制度など。

(6) 財の輸出取引で得た外貨の使用

（「貿易と為替に関する通達集」第 7.3 項）

輸出者は、財の輸出によって得た外貨を一定の条件の下で融資の元本、利息、またはその組成費用の支払い、利益、配当金送金、非居住者株主による直接投資の本国送金などに充てることができる。つまり、以下に該当する場合は外国から入金した輸出代金を外国為替市場で清算することなく直接使用することができる。

- 輸出者が輸入者から受け取った輸出代金の前受金：輸入者から前受金として代金の一部または全額を受け取り、船積み前に国内の外国為替市場で清算した場合、輸出代金を清算したものとして認める。
- 船積み前金融の返済：消耗品の購入、生産、財の輸出に必要な船積み前融資を国内の金融機関または輸入者とは異なる非居住者から得て、輸出前に国内の外国為替市場で清算済の場合、輸入者から受け取った代金を融資の元本、利息または関連費用の返済に充てることを認める。
- [政令 234/2021 号](#)「輸出のための投資強化制度」の認定を受けた事業など、一定の条件下での利益、配当金の送金、非居住者による直接投資の本国返金を認める。

(7) サービスの輸出

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.2 項)

居住者から非居住者へサービス提供の対価として支払われる外貨は、外国から入金があった時点から 20 営業日以内に外国為替市場において外貨を清算しなければならない。

アルゼンチンに居住するサービス提供者と、他国に居住するサービス利用者との合意に基づいて提供されるサービスが規制対象であり、サービスがどこで実際に実施されたかは問わない。

居住者である自然人が非居住者に対してサービスを提供し、国外から受け取る報酬が本人名義の国内金融機関の外貨建て口座に入金される場合、サービス輸出の対価として受け取った外貨について、外貨を国内の外国為替市場で清算する義務は免除される。

法人の場合はいくつかの例外規定がある。例えば、[政令 679/2022 号](#)「知識経済活動の輸出のための投資促進制度」の適用を受け、1) 上述に該当するサービス輸出を行っていることについて宣誓供述書を金融機関に提出すること、2) 金融機関が発行する知識経済輸出増加証明書を取得すること、3) 取得する外貨を従業員の報酬の支払いに充てることを条件に、四半期毎に前年同期比の輸出純増額の 30%相当額の外貨の留保が認められている。

5. 輸入に係る規制

2023年12月26日に公布された[経済省商業庁決議 1/2023 号](#)と、[公共歳入連邦管理庁 \(AFIP\)・商業庁共同一般決議 5466/2023 号](#)により、2022年10月に導入された「アルゼンチン共和国輸入システム (SIRA)」と、「サービス輸入のためのアルゼンチン共和国輸入システム (SIRASE)」は廃止された。財の輸入については、これらの制度に代わって「輸入統計システム (SEDI)」が導入されたが、SEDIはあくまで輸入に関する統計情報を登録するための仕組みであり、輸入そのものや輸入代金の支払いを承認する制度ではない点が大きな特徴である。SIRA に連動して運用されていた「輸入ライセンス制度」も同時に廃止された。

その後、2025年2月25日に公布された[徴税・税関管理庁・経済省工業・商業庁共同一般決議 5651/2025 号](#)によって、この SEDI も廃止され、輸入関連の事前管理システムは完全に姿を消すこととなった。こうした制度改革は、ハビエル・ミレイ政権の下で進められている規制緩和の流れの一環であり、特に輸入代金の支払いに関する外為規制は、段階的に緩和され続けている。

こうした変化に伴い、2023年12月12日以前に輸入されたにもかかわらず、当時まだ支払いが完了していなかった輸入代金の扱いと、2023年12月13日以降に行われた輸入に対する支払いの扱いは、大きく異なる枠組みの中で運用されている。2023年12月12日以前の未払い輸入代金の支払いは事実上、凍結されている。

(1) 2023年12月13日以降に行われた輸入に対する支払い要件

2023年12月13日以降に行われた輸入に対する支払い要件は、「貿易と為替に関する通達集」の第10.10.1項に定められている。この制度のもとでは、輸入代金の支払い方法が前払い、一覧払い、後払いの三つに分類され、それぞれが明確に定義されている。

①前払い (Pago anticipado)

前払いは、貨物が船積みされる前に支払われる方式を指す。中銀の規定によって前払いが認められる場合、輸入者は、資本財を前払いで輸入する場合には支払いから270日以内に、その他の品目では90日以内に、商品が国内で通関されたことを金融機関に証明しなければならない。また、輸出者が輸入者の関連会社²であるときは、前払いを行うために中銀の事前承認を、金融機関を通じて取得する必要がある。

②一覧払い (Pago a la vista)

一覧払いは、輸入者が荷為替手形の提示を受けた時点で支払いが行われる仕組みであり、

² [信用リスクの対象に関する通達集](#)第1.2.2項に「関係」が定義づけられている。例えば本店と支店の関係。

貨物が輸送中でまだ通関される前に決済される点が特徴である。中銀が一覧払いを認めている場合には、輸入者は支払い後 90 日以内に商品が通関されたことを金融機関へ証明しなければならない。

③後払い (Pago diferido)

貨物が輸入通関された後に代金を支払う方式であり、前払い・一覧払いとは異なり、実際の国内通関が支払いの前提となっている。

(2) 2023 年 12 月 13 日以降に輸入通関される品目の輸入代金の支払い

(「貿易と為替に関する通達集」第 10.10 項、第 10.11 項)

中銀の「貿易と為替に関する通達集」第 10.10.1 項は、2023 年 12 月 13 日以降に内国貨物化された、またはされる予定の輸入貨物の支払いに係る外国為替市場へのアクセス条件を規定している。原則として、貨物が内国貨物化された後であれば、中銀の事前承認を得ることなく輸入代金を支払うことができるが、以下の場合には、中銀の事前承認を受けることなく前払い、あるいは一覧払いによる輸入代金の支払いが可能である。

- 自然人または中小、零細企業による、一覧払いによる輸入代金支払い。
- 資本財の前払いによる輸入代金支払いは、前払い額の合計が、当該資本財の FOB 価格の 30%を超えないこと、前払い・一覧払いの合計が、当該資本財の FOB 価格の 80%を超えないことが条件。すなわち、前払いは FOB 価格の 30%、一覧払いは同 50%、後払いは同 20%で資本財の輸入代金を支払うことができる。
- 国内金融機関が、海外の信用枠を原資として提供する輸入金融を利用して支払う場合。
- 輸出前受金または輸出前貸付（海外からのもの、または海外信用枠を原資とする国内金融機関からのもの）の資金決済と同時に支払いが行われる場合。
- 海外金融機関からの借入金の資金決済と同時に支払いが行われる場合。
- 「貿易と為替に関する通達集」第 7.11 項が規定する「輸出代金を充当して返済することが許可される特定の輸入金融スキーム」により支払いが行われる場合。

- [政令 234/2021 号](#)「輸出のための投資強化制度」の適用を受けた事業者による資本財の輸入代金支払いで、海外からの金融借入または外国直接投資による資金決済と同時に支払いが行われる場合。
- [政令 277/2022 号](#)「石油・天然ガスの増産を行った事業者に対して例外的に外貨へのアクセスを認める制度」の適用を受けていて、増産による外貨アクセス可能額の証明書を保有している場合。
- [中銀通達 A7945](#)の規定に基づき重要医薬品の供給を目的とする輸入であり、特別申請に基づき輸入通関が行われる場合。

(3) 2023 年 12 月 12 日までに輸入通関されたに品目の輸入代金の支払い

原則として中銀の事前承認が必要であり、支払いは事実上凍結されている。ただし、以下の例外のいずれかに該当する場合は、事前承認を必要としない。

- 2023 年 12 月 12 日以前の取引で、国内外の金融機関、国際機関、公的信用機関の融資や保証を受けていた輸入代金の支払い。
- [政令 277/2022 号](#)「石油・天然ガスの増産を行った事業者に対して例外的に外貨へのアクセスを認める制度」の適用を受けていて、増産による外貨アクセス可能額の証明書を保有している場合の輸入代金の支払い。
- 国内口座に預託された「自由アルゼンチン再建債（BOPREAL）」（詳細は後述）の元本または金利を使った支払い。
- 2024 年 1 月 31 日までに BOPREAL シリーズ 1 を一次入札で取得し、その取得額が旧輸入債務の残高の 50%以上を占めている場合、一定の条件を満たす限り、2023 年 12 月 12 日以前に発生した輸入債務の支払いが認められる仕組みになっている。支払いが可能となる条件は二通りあり、どちらかを満たせばよい。ひとつは、2024 年 2 月 1 日以降、一次取得した BOPREAL の額面金額の 5%に相当する金額まで旧債務を支払えるというもので、もうひとつは、2025 年 3 月 1 日以降に外貨売却義務が発生する輸出代金を前倒しで国内に取り込み、その受け取った額と同額まで旧債務を決済できるという仕組みである。ただし、このメカニズムにより月内に支払うことのできる旧輸入債務の総額には制限があり、旧輸入債務の総額から、すでに購入した BOPREAL の額面分を差し引いた残りの債務の 10%を超えてはならない。したがって、BOPREAL を大量に取得した輸入

者ほど、月間で支払える旧債務の枠が比較的広がる一方、未取得分の大きい輸入者は、この月次上限によって支払額が制限されることになる。

- 2024年1月31日以前にBOPREALシリーズ1を一次入札で、未払い輸入代金の残高の25%以上に相当する額面金額分を取得した場合も一定の条件を満たすことで旧輸入債務の支払いを認める。具体的には、①旧輸入債務の支払いと同時に輸出前受金を入金、清算し、支払額が清算額の50%を超えないこと、かつ、②旧輸入債務の支払いを行う月の輸出前受金の清算額が、輸出前受金総額の10%を超えないこと、の2つの条件を満たす必要がある。
- 「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に未払い輸入代金の残高を登録した中小、零細企業に該当する自然人あるいは法人が行う支払いで、与信残高の上限、支払可能な最大額、必要な登録要件など、適用される規定に定められた条件を満たしている場合。
- 重要医薬品の供給を目的とする輸入であり、特別申請に基づき輸入通関が行われる場合。

(4) サービスの輸入

(「貿易と為替に関する通達集」第13.2項)

中銀は2023年12月13日以降、サービス輸入の支払いに適用される制度に重要な変更を加え、外国為替市場にアクセスする要件だった「サービス輸入のためのアルゼンチン共和国輸入システム(SIRASE)」を廃止した。

この文脈において、現行の規制は、2023年12月12日までに発生したサービス輸入債務と、2023年12月13日以降に発生したサービス輸入債務を区別し、それぞれに異なる外国為替市場へのアクセス条件を設定している。

①2023年12月13日以降に提供されるサービスの輸入代金の支払い

原則として、非居住者が居住者に提供するサービスの支払いは、サービスの輸出者がサービスの輸入者の関連会社でない場合、サービスの提供日または発生日から実行できる。

一方、関連会社が提供するサービスについては、サービスの提供日または発生日から起算して90歴日間が経過した後に、支払いが可能となる。サービスが特定の日に提供された場合、支払い可能日はその提供日を起算日とする。サービスが連続した日に提供される場合、サービスが完了した日が起算日となる。サービスが段階的に提供される場合、段階ごとにサービスの輸入代金を支払うことができ、各段階の終了日を起算日とする。

もっとも、上記にかかわらず、特定のサービスについては個別の制度が以下のとおり設けられており、定められた特別な支払期限に基づいて支払いが可能である。

- 旅客輸送サービス (S03)、旅行関連サービス (S06)、視聴覚および関連サービス (S23)、政府サービス (S25)、医療サービス (S26・S27)、カード利用関連の取引 (S34・S35・S36) については、前払いが可能。
- 輸出貨物の運送サービス (S31) に該当する取引で、運賃が買主との売買条件に含まれている場合は、税関が輸出の船積完了 (Cumplido de embarque) を付与した時点で支払いを実行できる。
- 輸入貨物の運送サービス (S30) に該当する取引は、サービスの提供日から支払い可能。

②2023年12月12日以前に提供されたサービスの輸入代金の支払い

原則として中銀の事前承認が必要であり、事実上凍結されている。ただし、以下の例外のいずれかに該当する場合は、中銀の事前承認を必要としない。

- 旅客輸送サービス (S03)、旅行関連サービス (S06)³、視聴覚および関連サービス (S23)、政府サービス (S25)、旅行者補助会社による医療サービス (S26)、その他の医療サービス (S27)、カード利用関連の取引 (S34・S35・S36)
- 国内金融機関が、その通常の業務のために国外の金融機関に支払う費用。
- 2023年12月12日以前のサービス取引で、国内外の金融機関、国際機関、公的信用機関の融資や保証を受けている輸入代金の支払い。
- [政令 277/2022 号](#)「石油・天然ガスの増産を行った事業者に対して例外的に外貨へのアクセスを認める制度」の適用を受けていて、増産による外貨アクセス可能額の証明書を保有している場合の輸入代金の支払い。
- 国内口座に預託された「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」(詳細は後述)の元本または金利を使った支払い。
- 2024年1月31日までに BOPREAL シリーズ 1 を一次入札で取得し、その取得額が旧輸入債務の残高の 50%以上を占めている場合、一定の条件を満たす限り、2023年12月12日以前に発生した輸入債務の支払いが認められる仕組みになっている。支払いが可能となる条件は二通りあり、どちらかを満たせばよい。ひとつは、2024年2月1日以降、一次取得した BOPREAL の額面金額の 5%に相当する金額まで旧輸入債務を支払えるというもので、もうひとつは、2025年3月1日以降に外貨売却義務が発生する輸出代金を前倒しで国内に取り込み、その受け取った額と同額まで旧輸入債務を決済できるという仕組みである。ただし、このメカニズムにより月内に支払うことのできる旧輸入債務の総額には制限があ

³ 居住者が非居住者の事業者へ、または非居住者がアルゼンチンの事業者へ行うクレジットカードによる引出・消費に関連する取引は除外。

り、旧輸入債務の総額から、すでに購入した BOPREAL の額面分を差し引いた残りの債務の 10%を超えてはならない。したがって、BOPREAL を大量に取得した輸入者ほど、月間で支払える旧輸入債務の枠が比較的広がる一方、未取得分の大きい輸入者は、この月次上限によって支払額が制限されることになる。

- 2024 年 1 月 31 日以前に BOPREAL シリーズ 1 を一次入札で、未払い輸入代金の残高の 25%以上に相当する額面金額分を取得した場合も一定の条件を満たすことで旧輸入債務の支払いを認める。具体的には、①旧輸入債務の支払いと同時に輸出前受金を入金、清算し、支払額が清算額の 50%を超えないこと、かつ、②旧輸入債務の支払いを行う月の輸出前受金の清算額が、輸出前受金総額の 10%を超えないこと、の 2 つの条件を満たす必要がある。
- 中小、零細企業に該当する自然人あるいは法人が行う支払い。未払い輸入代金の残高が 50 万ドル以下である必要がある、当該自然人、法人が、未払いの輸入代金を「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に登録していることが条件となる。

(5) 滞留輸入債務問題の解決策としての「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」

①BOPREAL の概要

「自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL)」は、中銀が発行する米ドル建て証券であり、2023 年 12 月 12 日以前に輸入された財および提供されたサービスの輸入に係る未払いの輸入代金を抱える輸入者向けに設計された金融手段である。2023 年 12 月 12 日以前の未払いの輸入代金の支払いが事実上凍結されたことを受けた救済措置となっている。凍結された輸入債務を支払うために外国為替市場へアクセスすることが原則としてできないため、BOPREAL はこれらの債務を整理するため手段の 1 つとなっている。なお、中銀による BOPREAL の発行は終了しているため、現在はこれを一次取得することはできない。流通市場に出回っているものを二次取得することは可能である。

②BOPREAL の一次取得対象者

BOPREAL を中銀が実施する入札を通じて一次取得できる対象者は財またはサービス輸入者、非居住株主に対する未払いの利益・配当を有する企業、関連会社に対する元本および利息の債務者となっている。詳細は次のとおり。いずれの場合も、債務は「外国サプライヤーに対する輸入に関する商業債務登録簿」に登録された情報で、裏付け書類と整合している必要がある。

- 財輸入者：2023 年 12 月 12 日までに通関済みの輸入に係る未払債務額の範囲で購入可能。

- サービス輸入者：2023年12月12日までに提供または発生したサービスに係る未払債務額の範囲で購入可能。
- 非居住株主に対する未払いの利益・配当を有する企業：会計上確定した利益に基づくものである、株主総会で正式に配当決議されているなど、中銀通達A7999に規定された条件に従う場合。
- 関連会社に対する元本および利息の債務者：中銀の事前承認を受けた場合。

③BOPREALの一次取得の方法

BOPREALは、国内金融機関を通じて一次取得する必要がある。国内金融機関は、購入申請者の債務の性質、対象者としての適格性、宣誓書の提出、各種登録および為替規制の遵守といった規制要件を満たしているかを確認する。必要な書類は、外国為替市場へアクセスする際に求められる書類とほぼ同様となっている。これまでにBOPREALのシリーズ1、2、3、4が発行されており、シリーズ1（2027年償還）、シリーズ2（2025年償還）、シリーズ3（2026年償還）は2023年末から2024年初めにかけて発行され、シリーズ4（2028年償還）は2025年に発行された。

④BOPREALによる未払い輸入代金の支払い、外貨の取得

2023年12月12日以前に通関された財、提供されたサービスに係る未払い輸入代金の支払いには中銀の事前承認が必要だが、事前承認の取得は困難であり、支払いは事実上凍結されている。そのため、一次取得したBOPREALを用いて旧輸入債務を整理する方法が認められている。具体的には、利息と満期償還金を得て輸出者に支払う方法、購入したBOPREALを国外の流通市場で売却して外貨を入手し、輸出者に支払う方法がある。

(a) BOPREALの利息・償還金を受け取り、その外貨で支払う方法

この場合、得られた外貨が国内銀行口座に預けられた資金であることが条件となる。

(b) BOPREALを海外市場で売却して外貨を入手し、その外貨を直接支払いに充てる方法

BOPREALの一次取得者の場合、この売却に関して通常の制限（自己名義口座での決済義務）が免除され、売却代金を第三者（例：海外サプライヤー）の銀行口座に直接送金することが可能である。ただし支払いに使える外貨の上限は、一次取得したBOPREALの額までである。

また、外貨建て証券の売却後前後90日間は通常、外国為替市場へのアクセスが制限さ

れるが、一次取得した BOPREAL に関しては、この制限が適用されない。さらに、BOPREAL を売却して差損が出た場合でも、一次取得者に限り、その損失額に相当する外貨を他の有価証券取引で取得しても、外国為替市場へのアクセス制限は課されない。

これに対して、流通市場で購入した BOPREAL を売却する場合は、他の有価証券と同様、売却前後 90 日間の外国為替市場へのアクセス規制が適用される。

なお、関連会社間の債務（親会社・子会社・グループ会社など）についても、BOPREAL を利用した支払いが認められている。

6. 外国からの金融債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.5 項、第 3.17 項)

(1) 海外からの債務の入金

海外からの借入金その他の金融債務については、将来その債務の元金・利息支払いのために外国為替市場へアクセスして外貨を購入する前提として、借り入れた資金を国内に入金し、かつ清算する必要がある。

(2) 債務の繰り上げ返済

原則として、金融債務の繰り上げ返済は新規借り入れにより得た資金で行う必要がある。また、新規借り入れの平均残存期間は、繰り上げ返済する債務よりも長くなければならない。平均残存期間は、借入全体の返済スケジュールに基づいて、「返済額×残り期間」の加重平均で計算する。

(3) 債務の借り換え

債務の借り換えは、新たな借入契約が、借り換え対象の元の債務の返済スケジュールを前倒ししない範囲で認められる。

(4) 関連会社間の債務の支払い

海外の関連企業からの借入金の元本、利子の返済には原則として中銀の事前承認が必要であり、事実上、返済は困難である。ただし、以下のとおり例外が規定されている。

- 2025 年 4 月 21 日以降に入金し、国内の外国為替市場で清算された、平均残存期間 6 カ月以上の借入。
- 2020 年 10 月 2 日から 2025 年 4 月 20 日の間に入金し、国内の外国為替市場で清算された、平均残存期間 2 年以上の借入。
- 2025 年 1 月 1 日以降に発生した補償利息 (Compensatorios) の支払い (遅延損害金は依然として要承認)。
- 関連会社から新規の借入金または直接投資の出資金が入金されると同時に返済する借入。
- 大型投資奨励制度 (RIGI) の適用を受けたプロジェクト、または特定分野の制度 (エネルギー／輸出促進など) の適用を受けている場合。

関連会社間の債務については、債権者や債務者が変更され、関連性が消滅した場合であっても、上記の例外に該当しない限り、引き続き中銀の事前承認の対象となる。

7. アルゼンチン居住者間の債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.6 項)

2019 年 9 月 1 日以降の居住者間の外貨建て債務の支払いを目的とした外国為替市場へのアクセスは、原則として禁止されている。返済を行うには、優良スワップ取引 (CCL) などの手法やペソでの返済を交渉する必要がある。ただし、次のような例外がある。

- 国内金融機関から受けた外貨建て融資の返済。クレジットカードを使った外貨建て消費の支払いも含む。ただし、米ドル建て当座貸越 (Overdraft) の返済については、居住者自身が保有する外貨でのみ返済可能とされ、外国為替市場で新たに外貨を購入して返済することは認められない。
- 2019 年 8 月 30 日までに公証人などを通じて登録されたアルゼンチン居住者間の外貨建て債務の返済。
- 2019 年 11 月 29 日以降に国内で登録された外貨建て債券 (居住者が募集・発行した債券) であって、元利金が国内で外貨払いされるものについては、調達した資金の全額を国内の外国為替市場で清算した場合に限り、元利金を支払うために外国為替市場にアクセスすることを認める。

8. 非居住者による外貨購入

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.13 項)

非居住者が国内で外貨購入を行うには、次の例外を除いて中銀の事前承認が必要である。

- 輸出金融を手掛ける公的・国際機関（輸出信用機関など）による、業務に関連する外貨の購入。
- 大使館、領事館、外交官・領事館関係者が任務のために必要な外貨の購入。
- アルゼンチンが加盟する国際条約・協定に基づき設置された裁判所、事務局、委員会、機関の代表部であって、任務のために必要な外貨の購入。
- 国家社会保障庁（ANSES）による年金・恩給の受給者への外国送金目的の外貨購入。上限は 1 カ月分の年金・恩給。
- 観光目的の場合のみ、非居住者は最大 100 ドルまでの外貨購入が認められる。ただし、金融機関は、外貨購入を求める非居住者・海外からの旅行者が過去 90 日間で両替を希望する金額以上の外貨の売却実績の有無を確認しなければならない。外国からの旅行者は、入国時に売却した外貨の金額を超えて、出国時に外貨を購入することはできない。
- 特定分野の制度に関連する取引であって、適用される制度により外国為替市場へのアクセスが明示的に認められている場合で、かつそれに関して定められた個別の条件が満たされること。
- 非居住者による、アルゼンチン国内の金融機関の支配会社に該当しない企業に対する直接投資の資金の本国送金（リパトリエーション）であって、次の条件を満たす資本拠出が 2020 年 10 月 2 日以降に外国為替市場に入金、清算されている場合：
 - 当該拠出が 2025 年 4 月 21 日以降に外国為替市場に入金、清算された場合は、拠出資金の入金から少なくとも連続 180 日経過後にリパトリエーションが行われること。
 - 当該拠出が 2020 年 10 月 2 日から 2025 年 4 月 20 日までの間に入金、清算された場合は、拠出資金の入金から少なくとも 2 年経過後にリパトリエーションが行われること。
- 非居住者による直接投資のリパトリエーションであって、居住者が国内企業の資本持分を取得したことに伴う当該居住者の外国為替市場へのアクセスにより実行されるもの（非居住者である投資家がアルゼンチン企業への出資を回収する際に、アルゼンチン側の買い手はその資金を調達するために外貨市場へアクセスす

ることによってそのリパトリエーションが実行される種類の取引)で、以下のいずれかを満たす場合：

- 外国から新規に借り入れた資金（通達集 3.5 項に定める金融債務）が外国為替市場に同時に清算される、または、海外金融機関の与信枠に基づき国内金融機関が供与する外貨建て金融貸付（平均存続期間が 4 年以上で、かつ元金支払いに関し少なくとも 3 年以上の据置期間を含む）に由来する資金が外国為替市場で同時に清算されること。
- 当該取引により、当該国内企業の資本の 10%以上が移転すること。
- 大型投資奨励制度（RIGI）の適用を受けた申請主体（単一プロジェクト・ビークル：VPU）への非居住者による直接投資のリパトリエーションであって、「貿易と為替に関する通達集」14.2.3 項に該当するもの。
- アルゼンチン国家証券委員会によって正式に運営を認可されたアルゼンチン国内の証券市場に上場する銘柄、それらの銘柄から構成され直接上場のない投資信託、および国内金融機関の当座または定期預金に関するポートフォリオ投資の元本の払い戻し、収益、売却代金のリパトリエーションであって、以下の条件を満たす場合：
 - 当該投資が、2025 年 4 月 21 日以降に国内の外国為替市場に入金、清算された資金によって組成されたことを示す、国内金融機関による証明書を有すること。
 - 外国為替市場へのアクセス金額が、受領済みの利払いなどおよび、または実際に受け取った売却代金の額を超えないことを示す書類を有すること。
- 輸出により得られた外貨を使って行う、非居住者が拠出した直接投資の出資金のリパトリエーションは、「貿易と為替に関する通達集」7.9 項に定める要件が満たされる限り、認められる。

いずれの場合においても、金融機関は各事例に適用される規制上・書類上・運用上の要件の厳格な充足を確認し、規則を遵守しなければならない。

9. 居住者による外貨建ての資産形成

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項、第 3.10 項)

外貨建て資産形成とは、特定の目的無しで外貨を購入することを指す。自然人と法人により規則が異なる。

(1) 自然人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項)

居住者である自然人が、外国通貨を現金の形で購入する場合、預金を目的として外貨を購入する場合は、以下のすべての要件が満たされる限り、自由に購入することが認められている。

- 外貨の購入が、国内金融機関に開設した口座からの口座引落しによって行われなければならない。現金を用いて外貨を購入する場合、購入できる金額は月間 100 ドル相当額 (すべての金融機関および対象概念の合計) を超えることはできず、金融機関は当該制限の遵守について外貨購入者の宣誓供述書 (Declaración jurada) を取得しなければならない。
- 金融機関は、顧客が購入した外貨を顧客名義の国内の外貨建て銀行口座、顧客が海外に保有する顧客名義の銀行口座のいずれかに入金しなければならない。
- 金融機関は、中銀がこの目的のために実装したオンラインシステムに当該取引を登録しなければならない。
- 金融機関は、顧客が外貨による貯蓄を行うに足る収入または資産を保有していることを示す証拠を取得する必要がある。
- 金融機関は、顧客が外貨の購入 (外国為替市場へのアクセス) を要求した時点から起算して 90 歴日間、直接的、間接的、あるいは第三者名義によるものを含め、外貨の清算を伴う有価証券の購入 (CCL 取引、MEP 取引等) を行わない旨の宣誓供述書を顧客に提出させなければならない (クロス制限/90 日ルール)。規制上、この宣誓供述には特定の例外、例えば、一定の条件を満たす初回募集 (企業や政府が新規に発行する証券の購入) や再投資などが認められている。

(2) 法人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.10 項)

法人は、中銀の事前承認なしには、資産形成の目的で外国為替市場へアクセスすることは、いかなる場合でも認められない。

10. クレジットカードおよびデビットカード

(「貿易と為替に関する通達集」第 4.1 項)

(1) 外国での外貨による現金の引き出し

①デビットカード

デビットカード、または国内金融機関の口座からの即時引落しを伴ういかなる方式によっても、海外で現金を引き出すことができ、ペソ建て口座または外貨建て口座のいずれからでも引落しを行うことが可能である。

金融機関は、顧客がデビットカードに紐付ける口座を遠隔地から選択・変更できる手段を提供しなければならず、外貨建て口座が存在する場合には、その外貨建て口座をデフォルトとして扱うこととする。なお、引出しがペソ建て口座からの引落しによって行われる場合、当該取引は、外貨現金の購入とみなされ、それに適用される要件を満たす必要がある。

②クレジットカード

国境を接する隣国でのキャッシング（現金の前借り）は、1 回当たりの上限が 50 ドル。隣接国以外の国では、1 回当たり最大 200 ドルまで可能である。

(2) 外国でのデビットカード、クレジットカードによる米ドルでの買い物または消費

デビットカード、クレジットカードともに、外貨、ペソのいずれの通貨による支払いが可能となっている。適用される為替レートは、カード発行会社が金融機関か非金融機関かに応じて、適用される規制に基づいて決定される。

(3) デビットカード、クレジットカードでの支出が認められない消費

外貨建て消費は原則として制限なく支払うことが可能だが、以下の取引は認められない。

- カジノゲームやギャンブルなどへの参加
- 決済代行会社の口座への資金移転
- 外国に所在する投資運用会社の投資口座への資金移転
- 外国での為替取引の実行
- 各種暗号資産の購入
- 宝飾品、宝石、貴金属（金、銀、プラチナなど）の取得
- 海外の店舗におけるギフトカードまたは同等物の取得

11. 外国送金

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.14 項)

(1) 自然人による送金

自然人は、国内に自身が保有する外貨建て銀行口座から外国の自己名義の銀行口座へ自由に外貨を送金することができる。ただし、外国に保有する自己名義の証券口座（コミテンテ口座）への外貨の送金、外国に第三者が保有する口座への外貨の送金は認められない。

(2) 法人による送金

全ての場合で中銀の事前承認が必要となっている。

12. 外国への配当金および利益の送金

(「貿易と為替に関する通達集」第3.4項)

(1) すべての場合に適用される一般要件

あらゆる場合において、利益および配当の送金のための外国為替市場へのアクセスは、最低限、以下の要件の充足に条件づけられる。

- 配当が、監査済みの決算に由来していること。
- 送金額が、株主総会で承認された現地通貨建ての非居住株主への支払い金額を超えないこと。
- 金融機関が、規制要件の遵守を証明する十分な権限を有する法定代理人または受任者の署名による宣誓書を保有していること。
- 中銀が行う対外資産・負債調査 (Relevamiento de Activos y Pasivos Externos) への最新の申告が提出されていること。

(2) 中銀の事前承認なく利益送金が認められるもの

配当金および利益は、2025年1月1日以降に開始した事業年度に係るもの、2024年12月31日までに開始した事業年度に係るもので後述する特別の類型に該当するものについては、中銀の事前承認を受けることなく外国へ送金が可能。これらに該当しないものは、外国為替市場へのアクセスには中銀の事前承認が必要となる。

①2025年1月1日以降に開始した事業年度に係る配当

2025年1月1日以降に開始した事業年度に対応する配当であり、前述の一般要件を満たす場合には、中銀の事前承認なしに非居住株主への利益・配当送金のための外国為替市場へのアクセスが認められる。

②2024年12月31日までに開始した事業年度に係る配当

2025年1月1日以前に開始した事業年度に対応する配当の送金については、主に次に掲げる特別の類型に該当する場合に限り、中銀の事前承認なしで外国為替市場へのアクセスが認められる。

(a) 自由アルゼンチン再建債 (BOPREAL) に由来する資金による配当送金

BOPREAL の元本または利息に由来し、国内口座に預け入れられている資金を用いて支払う場合

(b) 大型投資奨励制度 (RIGI) の適用を受けた単一プロジェクト・ビークル (VPU) によ

る配当送金

VPU が外貨（または認められた現物）を拠出し、その投資が会社の資本として認められていることを証明できる場合に限り、配当送金が認められる。

(c) 2020 年 1 月 17 日以降に受入れられた外国直接投資拠出に関連する配当送金

2020 年 1 月 17 日以降に外国為替市場に入金、清算された外国直接投資拠出に関連する利益については、中銀の事前承認なく送金できる。その条件は、配当の送金額が当該拠出の価値の 30%以内であり、最後に入金した拠出資金の清算から少なくとも 30 日が経過していること、ならびに当該出資金が資本金として正式に組み込まれたことが証明できることである。

(d) アルゼンチン国産天然ガス生産促進計画（Plan Gas）のプロジェクトに関連する配当送金

[政令 892/2020 号](#)「アルゼンチン国産天然ガス生産促進計画（Plan Gas）」に包含されるプロジェクト向けの出資から発生した利益については、2020 年 11 月 16 日以降に外国為替市場に入金、清算された資金により生じた利益であり、制度が定める最低期間が経過し、[政令 277/2022 号](#)が定める政府発行の「石油および天然ガスの増産に伴う外貨アクセス証明書」の提出、当該拠出が資本金に組み入れられたことの証明を条件とする。

(e) 石油・天然ガスの増産を行った事業者への優遇制度に係る配当送金

[政令 277/2022 号](#)が規定する「石油および天然ガスの増産に伴う外貨アクセス証明書」を有する場合、証明書に記載の価値に相当する金額まで、配当の送金が認められる。

(f) 財の輸出増加に係る認証

2021 年から 2023 年の期間に対応する[政令 234/2021 号](#)が規定する「物品の輸出増加証明書」を有する場合、証明書に記載の金額を上限として、配当の送金が認められる。

13. 優良スワップ取引 (Contado con Liquidación : CCL)

(アルゼンチン証券取引委員会 (CNV) 関連規則)

優良スワップ取引 (CCL、ブルーチップスワップとも呼ぶ) とは、為替効果がある合法的な有価証券の取引である。ある通貨で有価証券を購入し、その後、別の通貨でその証券を売却する方法である。それにより、異なる通貨 (外貨) を取得することができる。

(1) 取引の種類

①CCL「アウト (Salida)」

ペソで取引可能な有価証券を購入し、外国において米ドルで売却すること。この取引によってペソを米ドルに交換できる仕組み。

②CCL「イン (Ingreso)」

米ドルで取引可能な有価証券を購入し、国内においてペソで売却すること。この取引によって、米ドルを公定レートで交換するよりも高額のペソが得られる仕組み。

(2) CCL 取引の要件

CCL 取引 (アウト) を行うには以下の要件を満たす必要がある。ただし、アルゼンチン居住の自然人が行う CCL 取引 (アウト) には適用されない。

- 国内法に基づいて発行された有価証券を介して CCL 取引をする場合は過去 90 歴日間 (取引当日を含む)、外国為替市場にアクセスしていないこと (自己名義、関連当事者名義のいずれでも)。
- 取引後 90 歴日間、外国為替市場にアクセスしないことを約束すること (自己名義、関連当事者名義のいずれでも)。
- 有価証券の売買を同時に行うことはできない。1 日のパーキング期間 (待期間) が設定されている。
- ペソ建てのカウシオン (有価証券を担保にお金を貸し借りする短期取引) あるいはパセス (有価証券を相手に売り、その後あらかじめ決めておいた日に買い戻すことで、その間だけお金を借りる (逆取引の場合は貸す) ことができる短期資金取引) において借り手ポジションを保有していないこと。
- 非居住者 (法人) の 1 日当たりの取引金額が 2 億ペソを超えてはならない。

(3) 決済メカニズム

(「貿易と為替に関する通達集」第 4.3.3 項)

中銀は、証券取引により決済される外貨は、以下のいずれかの方法で支払われなければならないと規定している。これらの制限は、居住者である自然人が行うコンタート・コン・リキダシオン「アウト」には適用されない。

- 国内金融機関における自己名義の当座預金口座から、当座預金口座への資金振替。
- 金融活動作業部会（FATF）の勧告が適用されていない、または十分に適用されていない国や地域に設立されていない海外の金融機関における自己名義の銀行口座宛の電信送金。

CCL アウトの取引により有価証券を米ドルで売却する場合、受け取った資金を国外の自己名義の銀行口座に入金しなければならない、証券会社の口座に資金を残すことはできない。国内における証券取引で外貨を取得する MEP 取引の場合も、資金を国内の自己名義の米ドル口座に入金しなければならない。従って、CCL 取引を行う場合、国外に自己名義の銀行口座を保有している必要があり、自己名義の口座がない場合は CCL 取引で米ドルを取得することはできない。

ただし、BOPREAL を国外で売却して得た資金は例外で、証券会社を介して国外で BOPREAL を売却して得た資金を、証券会社から直接第三者の口座（例えば、国外サプライヤー）に入金してもらうことができる。

14. 非金融無形資産の譲渡

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.3 項)

非金融無形資産とは、サッカー選手の移籍、鉱物資源の探査・採掘ライセンス、商業航空権、電波の利用ライセンス、商標、トレードマーク、ロゴ、インターネットドメインなどの知的財産権を指し、不動産は含まれない。資本取引規制の対象となる取引は、居住者や非居住者へ売却するものである。

非金融無形資産の売却により居住者が取得する外貨は、国内の外国為替市場において、入金日から 20 営業日以内に清算しなければならない。

15. 対外資産・負債調査制度

(「貿易と為替に関する通達集」第 1.9 項)

対外資産・負債調査制度とは、居住者と非居住者との間の資産・負債を報告するための制度であり、中銀通達 A 6401 によって創設された、法的義務のある報告制度で、居住者は外国との間を持つ資産や負債を中央銀行へ申告する必要がある。

すなわち、企業や個人が海外にどれだけ資産を持っているか、どれだけ外国に負債（外貨借入など）があるか、国全体として対外資金フローはどうなっているかを把握するための仕組みである。

2026 年第 1 四半期のデータから、本調査の申告は以下の指針に従う。四半期末にどれくらい対外資産・対外負債を持っているかによって申告者が主要サンプルと副次サンプルに分けられる。

(1) 主要サンプル

四半期末時点の対外資産、負債の合計が 1,000 万ドル以上の法人、自然人が対象で、四半期毎に申告が必要。ある四半期で主要サンプルに該当すると、年内は主要サンプルとなる。2026 年第 1 四半期以降の申告期限は、四半期申告は四半期末から 45 日以内、年次申告は年末から 180 日以内となっている。

(2) 副次サンプル

四半期末時点の対外資産、負債の合計が 1,000 万ドル未満の法人、自然人が対象で、年 1 回の申告が必要。年の途中で対外資産、負債の合計が 1,000 万ドル以上になった場合はその時点で主要サンプルに変更となり、以降は四半期毎の申告が必要となる。2026 年第 1 四半期以降の申告期限は、年末から 90 日以内となっている。

16. 為替取引の違反行為への罰則

([法律 19359 号](#))

為替取引に関する刑事罰法 ([法律 19359 号](#)) は、為替取引関連の規則・規制への違反行為に対し、以下の刑事罰が科されうるとしている。ただし、現状では禁固刑が科された事案はない模様。しかし、法人のみならず自然人に対して罰金刑が科されているため、法律事務所などからは注意が呼びかけられている。

(1) 処罰の対象者

法人および自然人が処罰の対象となる。自然人は、違反行為に関わった法人の取締役、法定代理人、代表者、管理職、管財人、または監視委員会のメンバーも処罰の対象となる。

(2) 罰則

罰則が次のとおり設けられている。加えて、初犯、再犯に関わらず、為替取引または仲介取引の免許の停止または取り消し、輸入業者、輸出業者、両替業者、または為替取引業者としての資格喪失の処分が適用される可能性がある。

1 回目の違反：取引額の 10 倍を上限とする罰金

1 回目の再犯：取引金額の 3 倍～10 倍の罰金あるいは 1 年間から 4 年間の禁固
(過去の判例では 3 倍以上の罰金が科された実績はない)

2 回目の再犯：取引額の 10 倍を上限とする罰金あるいは 1 年から 8 年までの禁固 (前科がない場合)

(3) 時効

刑事罰の一般的規定 ([刑法 62 条](#)) は 2 年 (処罰が罰金刑の場合) だが、[法律 19359 号](#) は 6 年 (罰金刑にとどまらない) となっており、刑法と為替取引の刑事罰法の時効は異なる。